農地転用（農地法第4条・第5条）届出必要書類確認表

提出前に書類を確認し、チェックをお願いします。届出書提出時にこの確認表を併せて提出してください。
様式欄に〇がある書類は、市ホームページよりダウンロードできます。

担当農業委員確認欄	

・提出前に、担当農業委員へ事業説明を行い、押印またはサインをもらうこと。
・担当農業委員の連絡先は事務局まで問い合せください。

届　出　者　名	TEL:
	TEL:
届出地の所在、地番	那珂川市 外　　筆
受理通知書受取りの連絡先	

必要書類一覧

確認欄	様式	書類の名称	留意事項
	○	1　農地転用届出書	
		2　土地の登記事項証明書（原本）	・届出日前3ヶ月以内に法務局が発行したもの。
		3　字図（原本）	・届出地を赤枠で明示し、周辺土地の地番・地目・地積・所有者・耕作者を記入すること。
		4　位置図	・5千分の1から1万分の1程度。 ・住宅地図やウェブサイトの地図等の写し可。
	○	5　水利関係承諾書	・行政区によっては役員会等にかかる場合もあるため、余裕を持った承諾依頼を行うこと。 ・行政区長、農事推進員の連絡先は事務局へ問い合わせください。 ・水利委員、土木委員は、農事推進員へお尋ねください。（行政区によって設置していない場合もあります）
	○	6　農地転用事前協議の回答	・都市計画課へ協議書を提出し、交付された回答を添付すること。 ・申請は4条届出の場合は所有者名、5条届出の場合は譲受人名で行うこと。
	○	7　文化財確認願（回答）	・文化振興課（中央公民館内）へ提出し、交付された回答を添付すること。 ・願出は4条届出の場合は所有者名、5条届出の場合は譲受人名で行うこと。
		8　土地所有者の住民票抄本（原本）	・登記事項証明書に記載された所有者住所が現住所と異なり、かつ、市外在住者の場合に必要。 ・届出日前3ヶ月以内に発行されたもの。
		9　譲受人の住民票抄本（原本）	・譲受人が市外在住者の場合に必要。 ・届出日前3ヶ月以内に発行されたもの。
		10　法人登記事項証明書（原本） または、定款（寄付行為）の写し	・届出人が法人の場合に必要。 ・届出日前3ヶ月以内に法務局が発行したもの。 ・定款（寄付行為）の写しの場合は原本証明をすること。
	○	11　隣地協議書	・隣地が農地の場合に必要。 ・隣地の所有者等へ事業説明を行い、作成すること。
	○	12　委任状	・代理で届出をするの場合に必要。

■確認欄（確認後、チェック欄に☑を入れてください）

	転用事業の実施にあたって、必要な関係法令（農地法を除く）の許認可、届出の確認を行いました。

【提出・問い合わせ先】
那珂川市農業委員会事務局
〒811-1224那珂川市安徳702-1
TEL　：092-408-3816
FAX　：092-953-4563